

令和3年度

第1回 千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会

— 千葉市北清掃工場長期責任型運営維持管理事業 —

審査結果及び審査講評

令和3年10月

千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会

<目次>

1	千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会	1
2	審査方法	2
3	審査委員会等開催経過	3
4	審査結果の概要	4
(1)	見積事業者	4
(2)	見積事業者の選定	4
(3)	基礎審査	4
(4)	価格審査	4
(5)	技術提案書及び事業計画書の審査	5
5	総評	6

1 千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会

千葉市は、北清掃工場の次期長期責任型運営維持管理事業における事業者の選定にあたり、専門的意見に基づき公平かつ客観的な審査を実施するため、千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会設置条例（以下「条例」という。）に基づき、千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。審査委員会を構成する委員は、学識経験者等から選出された次の4名である。

表1 千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会委員

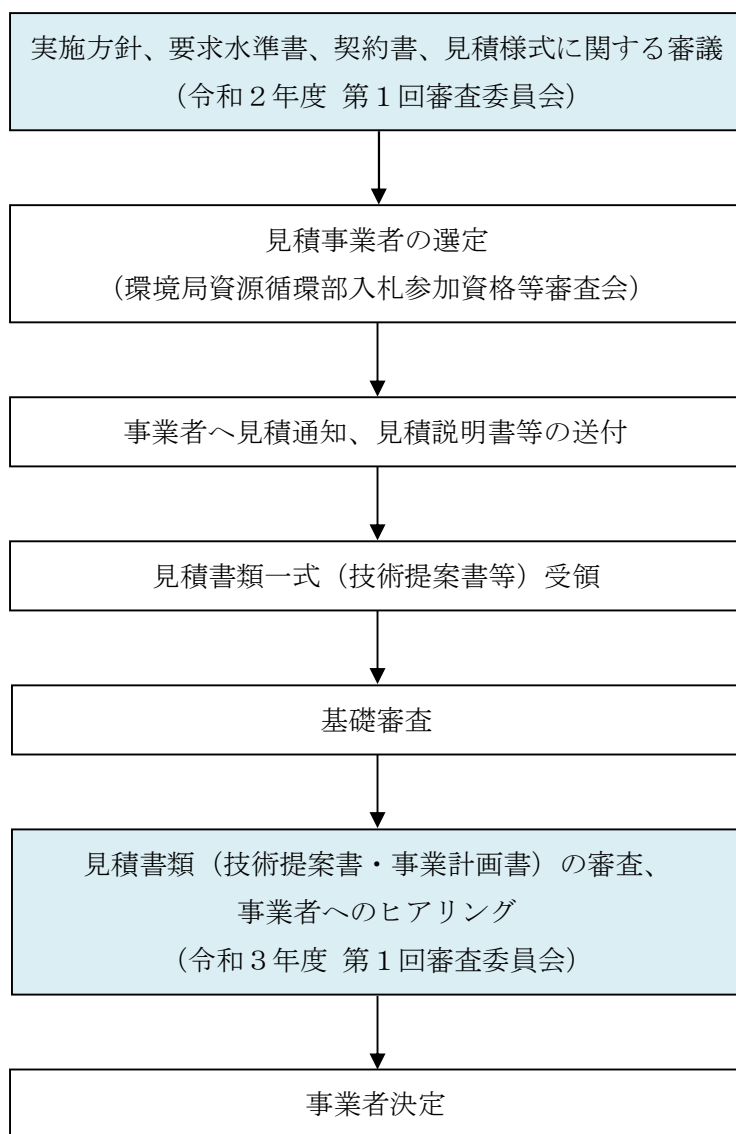
所 属	委 員 名
西村あさひ法律事務所 弁護士	佐藤 長英
千葉工業大学 名誉教授	瀧 和夫
公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長	濱田 雅巳
一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局 環境事業本部 環境事業第三部 部長	藤原 周史

2 審査方法

令和2年度第1回審査委員会から事業者決定に至るまでの流れは、以下のとおりである。

本事業では、審査委員会において、実施方針、要求水準書、契約書及び見積様式に関して審議を行い、内容を精査するとともに、環境局審査会で、見積事業者の選定を行い、事業者へ見積説明書（要求水準書等）と合わせて見積通知を行った。

見積事業者から提出された見積書類一式に対して、千葉市事務局において、基礎的事項の確認となる基礎審査を行い、審査委員会において、見積書類（技術提案書及び事業計画書）の内容について、見積事業者へヒアリングを行った後、審査項目に基づき審査・評価を行った。



※審査委員会の事務は、図中網掛け部分

図1 審査の流れ

3 審査委員会等開催経過

審査委員会等の開催経過は、以下のとおりである。

表2 審査委員会開催経過等

日 程	内 容
令和3年1月26日(火)	令和2年度 第1回 審査委員会開催 実施方針、要求水準書、契約書、見積様式の審議
令和3年2月22日(月)	見積事業者の選定(環境局資源循環部入札参加資格等審査会)
令和3年4月26日(月)	事業者へ見積通知、見積説明書等の送付
令和3年4月26日(月) ～5月14日(金)	見積説明書等に関する質疑の受付
令和3年5月20日(木)	見積説明書等に関する質疑への回答
令和3年6月16日(水)	見積書類一式(見積書、技術提案書、事業計画書)受領
令和3年8月31日(火)	令和3年度 第1回 審査委員会開催 技術提案書及び事業計画書の審査(事業者ヒアリング⇒審査)

4 審査結果の概要

(1) 見積事業者

千葉エコクリエーション株式会社

(2) 見積事業者の選定

令和2年度第1回審査委員会において、実施方針で定められた事業者選定に関する審議を行った。また、環境局資源循環部入札参加資格等審査会において、見積事業者の選定理由の妥当性について審査し、承認された。

(3) 基礎審査

提出された見積書類一式（見積書、技術提案書、事業計画書）について、以下を確認した。

なお、基礎審査は千葉市事務局にて行った。

表3 基礎審査結果

	審査項目	結果
1	必要な書類が揃っていること	合格
2	書類間で整合していること	合格
3	市が指定した記載要領の内容について、技術提案に記載されていること	合格
4	要求水準書を満たす提案内容となっていること	合格
5	事業計画書がコストや収益等の点において妥当なこと	合格
6	その他見積書類一式の記載内容で不明な点がないこと	合格

(4) 価格審査

事業者から提出された見積金額が予定価格を下回っていたことを千葉市事務局にて確認した。

(5) 技術提案書及び事業計画書の審査

審査委員会において、条例第2条に基づき、事業者へのヒアリングを行うとともに技術提案書及び事業計画書の審査を行い、以下の評価項目ごとに、提案内容の適否について評価した結果、全ての項目において、適当であると評価した。

表4 審査委員会審査結果

審査項目	結果
(1) 運営維持管理体制	
①本件施設を構成する焼却設備、発電設備、余熱利用施設への供給設備等を安定的・効率的・一体的に運営が可能な体制が構築されているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否
②セルフモニタリングの実施体制は適切であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否
(2) 運転管理業務	
①基幹的修繕の実施にあたり、運転維持管理に支障をきたさないよう計画されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否
②予防保全を実施できるような計画となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否
(3) 災害時等の対応	
非常時における運転管理体制、対策、対応マニュアル（事業継続計画（BCP）含む）は整備されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否
(4) 財務的な安定性	
本事業に係る財務面でのサポート体制は適切であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否

以上のことから、審査委員会は、「千葉エコクリエイション株式会社」が次期長期責任型運営維持管理事業者として適当であると決定した。

5 総評

次期北清掃工場長期責任型運営維持管理事業は、稼働開始から約26年が経過し老朽化した廃棄物処理施設の運営維持管理を、9年間に亘り包括的に委託する事業である。

次期北清掃工場長期責任型運営維持管理事業の見積事業者から提出された提案内容に対し、基礎審査、価格審査に加え、審査委員会として、事業者へのヒアリングを踏まえ、運営維持管理体制・運転管理業務・災害時等の対応・財務的な安定性の評価項目において、審査を行った。

その提案内容は、15年間の長期運営を行った経験・実績に基づいた具体的な提案となっており、本施設の特質を十分に理解し、安定的なごみ処理を継続できると評価した。また、本事業では、施設を延命化するための基幹的修繕を実施しながら安定したごみ処理を継続する必要があるが、設備停止期間等を考慮した緻密な運転計画となっており、老朽化した本件施設を安定・安全に運営できる点や、災害時等の対応においては、自然災害だけでなく、感染症拡大における対応についても提案されていたことなども評価し、次期事業者として適当であると決定した。

次期事業者においては、これまでの運営事業において培われた経験（安定稼働並びにごみの適正処理）を活かしつつ今回の提案内容を誠実に実施するとともに、公共サービスの更なる向上のため、以下の点に留意されることを希望する。本施設がごみを適正に処理する施設というだけでなく、広く市民に活用され、親しまれる施設となるよう一層の努力を期待する。

- (1) 運営維持管理における人員体制について、遠隔監視等、業務の効率化を図っていくことにより、人件費等のコスト削減に努めること。
- (2) 本施設については、本事業終了後、稼働停止となることから、計画的な補修等に留意し、無駄のない維持管理を行うこと。
- (3) 災害等の様々な不測の事態が発生した場合において、平時より千葉市と密に意見交換を行い、その対策を万全にすること。
- (4) 運転・維持管理等のデータについては、千葉市と協議しながら適切に取り扱い、有効活用すること。
- (5) 脱炭素社会実現へ向けて、事業者として常に努力するとともに、千葉市の施策にも柔軟に対応すること。

以上